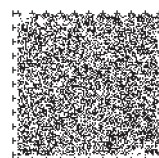


# 資料編



## 資料1

## 福岡県の子どもや子育てに関する相談機関

## ①児童相談所

子どもの福祉に関する様々な問題について、専門の職員が相談に応じます。

名 称	電話番号	受付時間		所在地
児童相談所相談専用ダイヤル	0570-783-189	年中無休	24時間受付	お近くの児童相談所につながります。
児童相談所虐待対応ダイヤル(通話料無料)	189	年中無休	24時間受付	お近くの児童相談所につながります。
福岡児童相談所	092-586-0023	年中無休	24時間受付	〒816-0804 春日市原町3-1-7 福岡児童相談所等庁舎3階
久留米児童相談所	0942-32-4458	年中無休	24時間受付	〒830-0047 久留米市津福本町281
田川児童相談所	0947-42-0499	年中無休	24時間受付	〒826-0041 田川市弓削田188
大牟田児童相談所	0944-54-2344	年中無休	24時間受付	〒836-0027 大牟田市西浜田町4-1
宗像児童相談所	0940-37-3255	年中無休	24時間受付	〒811-3436 宗像市東郷1-2-3
京築児童相談所	0979-84-0407	年中無休	24時間受付	〒828-0021 豊前市八屋2007-1 豊前総合庁舎3階
北九州市こども総合相談センター	093-881-4152	年中無休	24時間受付	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6
福岡市こども総合相談センター	092-833-3000	年末年始を除く	24時間受付	〒810-0065 福岡市中央区地行浜2-1-28

## ②家庭児童相談室

家庭における子どもの養育や親子関係等に関する相談に応じます。

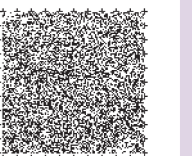
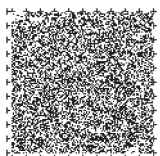
名 称	電話番号	受付時間		所在地
粕屋保健福祉事務所	092-939-1929	月～金曜 (祝日・年末年始を除く)	8:30～17:15	〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26
宗像・遠賀保健福祉環境事務所(遠賀分庁舎)	093-201-5075			〒807-0046 遠賀郡水巻町吉田西2-17-7
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所(直方分庁舎)	0949-23-2028			〒822-0025 直方市日吉町9-10 直方総合庁舎内
田川保健福祉事務所	0947-46-1092			〒825-8577 田川市大字伊田3292-2 田川総合庁舎内
北筑後保健福祉環境事務所(本庁舎)	0946-22-4195			〒838-0068 朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎内
南筑後保健福祉環境事務所(八女分庁舎)	0943-23-2119			〒834-0063 八女市本村25 八女総合庁舎内
京築保健福祉環境事務所	0930-24-3598			〒824-0005 行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎(別棟)内

※ 北九州市、福岡市、その他の市(一部を除く)にもあります。

## ③子どもホットライン24

いじめや不登校、学習・進路、しつけ、非行や障がいに関することなど児童生徒のいろいろな問題について、相談に応じます。

名 称	電話番号	受付時間		所在地
福岡教育事務所	092-641-9999	年中無休	24時間対応	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎内
北九州教育事務所	0949-24-3344			〒822-0031 直方市植木1047-1
北筑後教育事務所	0942-32-3000			〒830-0047 久留米市津福本町218-1
南筑後教育事務所	0942-52-4949			〒833-0041 筑後市和泉423
筑豊教育事務所	0948-25-3434			〒820-0003 飯塚市立岩1401-2
京築教育事務所	0979-82-4444			〒828-0051 豊前市吉木534-3



## ④親・おや電話（社会教育総合センター）

乳幼児期から青少年期の子どもの保護者を対象に、家庭教育全般にわたる相談に応じます。  
また、「ふくおか子育てパーク」 (<http://www.kosodate.pref.fukuoka.jp/>) にて、メール相談に応じます。

名称	電話番号	受付時間	所在地
社会教育総合センター	092-947-3515	月～土曜 (休所日、第2月曜日、 第4土曜日、祝日・年末 年始を除く) 9:00～17:00 (時間外はFAX・ 留守番電話で受付)	〒811-2401 糟屋郡篠栗町金手3350-2

## ⑤子ども支援オフィス

経済的に困り度で様々な悩みや不安を抱える子育て世帯を対象に、ワンストップで相談に応じます。

名称	電話番号	受付時間	所在地
粕屋オフィス (糟屋郡)	092-938-1205	月～土曜 (土曜日は電話 相談のみ) 9:30～17:30	〒811-2314 糟屋郡粕屋町若宮1-3-6 安河内ビル
水巻オフィス (遠賀郡、鞍手郡)	093-203-1661		〒807-0022 遠賀郡水巻町頃末北1-12-12
久留米オフィス (朝倉郡、三井郡、 三瀬郡、八女郡)	0942-38-0601		〒830-0035 久留米市東和町1-9 成富ビル5階
行橋オフィス (京都郡、築上郡)	0930-26-7710		〒824-0008 行橋市宮市町2-8 ヘブンリービル1階
田川オフィス (嘉穂郡、田川郡)	0947-44-8612		〒825-0002 田川市大字伊田3294-13

## ⑥発達障がい者支援センター

教育・労働・医療などの関係機関と密接な連携を図りながら、乳幼児から成人期までの一貫した支援を専門的に行います。

名称	電話番号	受付時間	所在地
北九州市以外の 北九州地域	070-1242-1503 または 093-922-5523	月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00	〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘 10-2
Life(ライフ) (福岡市以外の福 岡地域)	092-558-1741	月～金曜 (祝日・お盆・年末年始を 除く) 9:00～17:00	〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ1階
ゆう・もあ (筑豊地域)	0947-46-9505	月～土曜 (祝日・お盆・年末年始を 除く) 9:00～18:00	〒825-0004 田川市大字夏吉4205-7
あおぞら (筑後地域)	0942-52-3455	月～金曜 (祝日を除く) 9:00～17:00	〒834-0122 八女郡広川町一條 1361-2
つばさ (北九州市)	093-922-5523	月～金曜 (祝日を除く) 8:30～17:00	〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘 10-2
ゆうゆうセンター (福岡市)	092-845-0040	月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	〒810-0065 福岡市中央区地行浜 2-1-6 福岡市発達教育センター内

## ⑦小児救急医療電話相談（#8000）

子どもの急な病気やケガで心配なとき、ご相談ください。

名称	電話番号	受付時間
#8000(短縮ダイヤル)	#8000	プッシュ回線電話 (携帯電話も可) から
北九州地域	093-662-6700	平日 19:00～翌朝7:00 土曜 12:00～翌朝7:00 日曜・祝日 7:00～翌朝7:00(終日)
福岡地域	092-661-0771	
筑後地域	0942-37-6116	
筑豊地域	0948-23-8270	

## ⑧小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、各種相談に応じます。

名称	電話番号	受付時間	所在地
福岡県・福岡市 難病相談支援センター	092-643-8292	月～金曜 (祝日・年末年始 を除く) 9:00～16:00	〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1 九州大学病院北棟2階
北九州市 小児慢性特定疾病 支援室	093-861-3046	月～金曜 (祝日・年末年始 を除く) 9:00～17:45	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウエルとばた6階 北九州市障害者基幹相談支援センター内
久留米市保健所 健康推進課	0942-30-9729	月～金曜 (祝日・年末年始 を除く) 8:30～17:15	〒830-8520 久留米市城南町15-3

## ⑨にんしんSOSふくおか～思いがけない妊娠・子育て・思春期相談～

福岡県看護協会の専門相談員（保健師、助産師）が相談に応じます。

名称	電話番号	受付時間	所在地
にんしんSOSふくおか	092-642-0110	年末年始を除く 9:00～17:00	〒812-0054 福岡市東区馬出4-10-1 ナースプラザ福岡

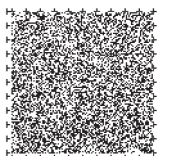
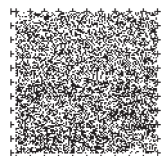
## 【主な相談内容等】

- ・妊娠、出産に関すること  
妊娠による体や心の変化、妊娠中の生活、思いがけない妊娠、出産しても育てられない など
- ・子育てに関すること  
子どもの身体発育、ことば、授乳、離乳食、食事や睡眠などの生活習慣、予防接種、しつけ、  
子育てや人間関係などの親の悩み など
- ・思春期に関すること  
思春期の性、性感染症、友人や親子の人間関係などの心の問題 など

## ⑩思春期相談

思春期の子どもに関する相談に、精神保健福祉相談として対応しています。

名称	電話番号	受付時間	所在地
福岡県精神保健福祉センター	092-582-7500	月～金曜 (祝日・年末 年始を除く) 8:30～ 17:15	〒816-0804 春日市原町3-1-7 福岡児童相談所等庁舎内
筑紫保健福祉環境事務所	092-513-5585		〒816-0943 大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎内
粕屋保健福祉事務所	092-939-1185		〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26
糸島保健福祉事務所	092-322-3326		〒819-1112 糸島市浦志2-3-1 糸島総合庁舎内
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 (遠賀分庁舎)	0940-36-2473		〒807-0046 遠賀郡水巻町吉田西2-17-7
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 (直方分庁舎)	0948-21-4875		〒822-0025 直方市日吉町9-10 直方総合庁舎内
田川保健福祉事務所	0947-42-9307		〒825-8577 田川市大字伊田3292-2 田川総合庁舎内
北筑後保健福祉環境事務所 (本庁舎)	0946-22-3965		〒838-0068 朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎内
南筑後保健福祉環境事務所 (八女分庁舎)	0944-72-2176		〒834-0063 八女市本村25 八女総合庁舎内
京築保健福祉環境事務所	0930-23-2966		〒824-0005 行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎(別棟)内



## ■福岡市

名称	電話番号	受付時間	所在地
東区保健福祉センター	092-645-1079	月～金曜 (祝日・年末年始を除く)	〒812-0053 福岡市東区箱崎2-54-27
博多区保健福祉センター	092-419-1092		〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-19-24 大博センタービル3階
中央区保健福祉センター	092-761-7339		〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ6階
南区保健福祉センター	092-559-5118		〒815-0032 福岡市南区塩原3-25-3
城南区保健福祉センター	092-831-4209		〒814-0103 福岡市城南区鳥飼5-2-25
早良区保健福祉センター	092-851-6015		〒814-0006 福岡市早良区百道1-18-18
西区保健福祉センター	092-895-7074		〒819-0005 福岡市西区内浜1-4-7

## ■久留米市

名称	電話番号	受付時間	所在地
久留米市保健所 (保健予防課精神保健チーム)	0942-30-9728	月～金曜 (祝日・年末年始を除く)	8:30～17:15 〒830-0022 久留米市城南町15-5 久留米商工会館4階

## ■北九州市

名称	電話番号	受付時間	所在地
門司区高齢者・障害者 相談コーナー	093-331-1892	月～金曜 (祝日・年末年始を除く)	〒801-8510 北九州市門司区清滝1-1-1 門司区役所内
小倉北区高齢者・障害者 相談コーナー	093-582-3430		〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1-1-1 小倉北区役所内
小倉南区高齢者・障害者 相談コーナー	093-951-4126		〒802-8510 北九州市小倉南区若園5-1-2 小倉南区役所内
若松区高齢者・障害者 相談コーナー	093-751-4800		〒808-8510 北九州市若松区浜町1-1-1 若松区役所内
八幡東区高齢者・障害者 相談コーナー	093-671-4800		〒805-8510 北九州市八幡東区中央1-1-1 八幡東区役所内
八幡西区高齢者・障害者 相談コーナー	093-642-1445		〒806-8510 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 八幡西区役所内
戸畑区高齢者・障害者 相談コーナー	093-881-4800		〒804-8510 北九州市戸畑区千防1-1-1 戸畑区役所内

## ⑪不登校・ひきこもりサポートセンター

専従の臨床心理士等が、不登校に関する相談をお受けします。

名称	電話番号	受付時間	所在地
福岡県立大学 不登校・ひきこもり サポートセンター	0947-42-1346	月～土曜 (祝日・年末年始を除く)	9:00～17:00 〒825-8585 田川市伊田4395 福岡県立大学1号館1階

## ⑫福岡県若者自立相談窓口

進路が定まっていない高校中退等の若者やその保護者からの相談に応じます。

名称	電話番号	受付時間	所在地
福岡県若者自立相談窓口	092-710-0544	月～金曜 (祝日・年末年始を除く)	10:00～19:00 〒816-0943 大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎1階

## ⑬少年相談

少年非行やいじめ・被害に関する相談に応じます。

少年育成指導官が中心となって心のSOSを受け止めます。

名称	電話番号	受付時間	所在地
中央少年サポートセンター	092-588-7830	月～金曜 (祝日・年末年始を除く)	〒816-0804 春日市原町3-1-7 福岡児童相談所3階
福岡少年サポートセンター	092-841-7830		〒810-0065 福岡市中央区地行浜2-1-28 福岡市子ども総合相談センター5階
北九州少年サポートセンター	093-881-7830		〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウエルとばた5階
飯塚少年サポートセンター	0948-21-3751		〒820-0041 飯塚市飯塚14-67 イツカコミュニティセンター2階
久留米少年サポートセンター	0942-30-7867		〒830-0047 久留米市津福本町281 久留米児童相談所1階
			9:00～17:45

## ⑭あすばる相談ホットライン（福岡県男女共同参画センター）

夫婦やパートナーとの関係、DV、家庭や職場の人間関係、仕事や生き方などの問題について、女性、男性、LGBT（SOGI）の方などすべての方からの相談に応じます。

名称	電話番号	受付時間	所在地
あすばる相談ホットライン	092-584-1266	毎日 (お盆・年末年始を除く)	9:00～17:00 (金曜日(祝日を除く)は 18:00～20:30も可)

「あすばるホームページ」(<https://www.asubaru.or.jp/93009.html>)にて、メールでの相談にも応じます。〔「あすばる相談」で検索〕

## ⑮福岡犯罪被害者総合サポートセンター

犯罪による被害でお悩みの被害者ご本人とその家族、ご遺族の方が、元の平穏な生活を一刻も早く取り戻すことができるよう支援します。

ひとりで悩まず、勇気を出して、まずはお電話を。

名称	電話番号	受付時間
福岡窓口	092-409-1356	月～金曜 (祝日・年末年始を除く)
北九州窓口	093-582-2796	
筑後窓口	0942-39-4416	
筑豊窓口	0948-28-5759	

## 【主な相談内容等】

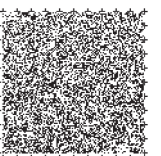
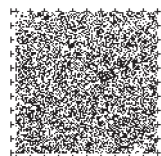
- ・支援制度の紹介・支援情報の提供
- ・専門機関の紹介
- ・面接相談・カウンセリング（要予約）
- ・付き添い支援

## ⑯性暴力被害者支援センター・ふくおか

性暴力の被害にあわれた方が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう設置した公的な相談窓口です。

ひとりで悩まず、ご相談ください。

名称	電話番号	受付時間
性暴力被害者支援センター・ふくおか	092-409-8100	年中無休 24時間対応





## ⑰女性の健康支援センター・不妊専門相談センター

思春期から更年期の女性特有の身体と心に関する相談及び不妊症・不育症など妊娠・出産に関する相談に応じます。

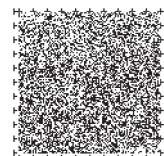
名称	電話番号	受付時間	所在地
宗像・遠賀保健福祉環境事務所(本庁舎)	0940-37-4070	月～金曜 (祝日・年末年始を除く) ※面談相談については、お問い合わせください。	〒811-3436 宗像市東郷1-2-1 宗像総合庁舎内
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所(本庁舎)	0948-29-0277		〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内
北筑後保健福祉事務所(久留米分庁舎)	0946-22-4211		〒838-0068 朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎内

## ⑱ひとり親サポートセンター

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さん、寡婦の皆さんの就職の相談や、養育費の相談、就職に必要な技術習得のための講習会などの就業支援サービスを提供しています。

名称	電話番号	受付時間	所在地
福岡県ひとり親サポートセンター	092-584-3931	月～金曜 土、第1・3日曜 (祝日・年末年始を除く)	〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階
福岡県ひとり親サポートセンター 飯塚プランチ	0948-21-0390	月～金曜 土、第1・3日曜 (祝日・年末年始を除く)	〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎2階
久留米ひとり親サポートセンター	0942-32-1140	月～土曜 (祝日・年末年始を除く)	〒830-0017 久留米市日吉町15-60 ニッセイ久留米ビル9階
福岡市立ひとり親家庭 支援センター	092-715-8805	火～日曜 (年末年始を除く)	〒810-0074 福岡市中央区大手門2-5-15
北九州市立母子・父子 福祉センター	093-871-3224	月～金曜 日曜 (祝日・年末年始を除く)	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウエルとばた4階

※相談機関の情報は、「福岡県にここぞ家族づくりポータルサイト」  
(P43 参照)にも掲載しています。(http://kazoku.pref.fukuoka.lg.jp/)

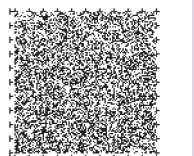


## 資料2

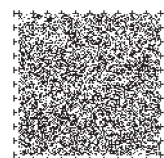
「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」(第1期)  
における目標数値の状況

※最終達成状況は、別途公表予定です。

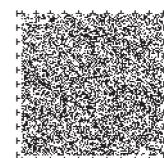
柱	番号	項目 (担当課)	目標内容	基準値 2014(平成26) 年度	目標数値 2019(令和元) 年度	実績数値 2018(平成30) 年度
若者の育成と支援	1	若者しごとサポートセンターの就職支援の充実 (労働政策課)	就職者数	累計 6,000人	累計 32,000人	累計 25,169人
	2	30代チャレンジ応援センターの就職支援の充実 (労働政策課)	就職者数	累計 1,000人	累計 5,000人	累計 2,873人
	3	若者の農林漁業への参入と定着促進 (後継人材育成室、林業振興課、水産振興課)	新規就業者数	農業 200人 林業 50人 水産業 45人	農業 380人 林業 50人 水産業 60人	農業 386人 林業 52人 水産業 63人
	4	結婚応援事業の推進 (子育て支援課)	出会い応援イベント参加者数	4,500人	10,000人	8,566人
できる環境の整備	5	「子育て応援宣言企業」の登録拡大 (新雇用開発課)	子育て応援宣言企業数	累計 5,040社	累計 8,000社 (2021(R3)年度)	累計 6,806社
	6	子育て女性就職支援センターの充実 (新雇用開発課)	就職者数	累計 600社	累計 4,275社	累計 3,648社
健康の確保と増進	7	周産期医療体制の充実 (医療指導課)	県内の高度周産期医療機関のNICU病床数	189床	201床	198床
	8	小児に関する医療情報の提供 (医療指導課)	小児救急医療ガイドブック配布数	延べ 60万9千部	延べ 84万4千部	延べ 79万7千部
多様な子育て支援	9	地域子育て支援拠点の拡大 (子育て支援課)	実施施設数	154か所	165か所	160か所
	10	ファミリー・サポート・センターの設置促進 (子育て支援課)	設置市町村数	24市町	36市町村	34市町
	11	一時預かりの拡大 (子育て支援課)	一時預かり実施施設数 (幼稚園等における在園児対象を除く)	369か所	413か所	389か所



柱	番号	項目 〔担当課〕	目標内容	基準値 2014(平成26) 年度	目標数値 2019(令和元) 年度	実績数値 2018(平成30) 年度
4 地域における多様な子育て支援	12	ショートステイ事業(短期入所生活援助事業)の拡大 〔子育て支援課〕	実施市町村数	17市町	39市町村	33市町
	13	トワイライトステイ事業(夜間養護事業)の拡大 〔子育て支援課〕	実施市町村数	13市町	17市町	17市町
	14	「子育て応援の店」の推進 〔子育て支援課〕	登録店舗数	累計 20,000店舗	累計 23,000店舗	累計 22,493店舗
			子育て応援パスポートサービス提供数	900店舗	2,000店舗	1,583店舗
	15	保育所待機児童の解消 〔子育て支援課〕	待機児童数	315人	0人	995人
	16	放課後児童クラブの拡大 〔青少年育成課〕	利用児童数	46,467人	62,172人	61,132人
	17	延長保育の拡大 〔子育て支援課〕	実施施設数	808か所	879か所	986か所
	18	病児保育の拡大 〔子育て支援課〕	実施施設数	80か所	98か所	99か所
	19	ふくおか子育てマスターの活躍 〔子育て支援課〕	マスター認定者数	累計 900人	累計 1,500人	累計 1,541人
マスターが活動する市町村数			50市町	全市町村	58市町村	
5 子どもの安全と安心を守る 生活環境の整備	20	歩道のバリアフリー化の推進 〔道路維持課〕	バリアフリー新法に基づく歩道のバリアフリー化率	90.7%	約100% (2020(R2)年度末)	93.4%
	21	通学路の歩道整備 〔道路維持課〕	通学路の歩道整備率	77.4% (2016(H28)年度)	80% (2020(R2)年度末)	78.4%
	22	不特定かつ多数が利用する建築物のバリアフリー化 〔建築指導課〕	基準適合率	68.8%	75%以上	60.0%



柱	番号	項目 〔担当課〕	目標内容	基準値 2014(平成26) 年度	目標数値 2019(令和元) 年度	実績数値 2018(平成30) 年度
5 子どもの安全と安心を守る 生活環境の整備	23	公立学校における交通安全教室の実施 〔義務教育課〕 〔高校教育課〕	小学校実施率	100%	100%	100%
			中学校実施率	70%	100%	100%
			高等学校実施率	100%	100%	100%
6 子どもの健全な成長のための 教育環境の整備	24	確かな学力の育成 〔義務教育課〕	全国学力・学習状況調査における標準化得点の目標値との比較 小学校 ・国語 99.6 ・算数 100.0 中学校 ・国語 98.5 ・数学 97.0 (2016(H28)年度) 小学校 ・国語100.0以上 ・算数100.0以上 中学校 ・国語 98.9以上 ・数学 98.6以上 (2021(R3)年度)			3教科で 目標値以上
	25	青少年アンビシャス運動の推進 〔青少年育成課〕	参加団体数	累計 1,550団体	累計 2,000団体	累計 1,776団体
7 子どもへの支援	26	里親制度の推進 〔児童家庭課〕	要保護児童の里親等への委託率(政令市除く)	16.0%	23.0%	20.7%
			ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の実施か所数	4か所	5か所	6か所
	27	施設のケア形態の小規模化の推進 〔児童家庭課〕	地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア実施か所数(政令市除く)	27か所	45か所	39か所



柱	番号	項目 〔担当課〕	目標内容	基準値 2014(平成26) 年度	目標数値 2019(令和元) 年度	実績数値 2018(平成30) 年度
7 きめ細かな対応が必要な 子どもへの支援	28	児童発達支援の推進 〔障がい福祉課〕	1か月あたりの利用 実人員	2,302人 (2013(H25)年度)	4,194人	4,312人
	29	放課後等デイサービスの促進 〔障がい福祉課〕	1か月あたりの利用 実人員	2,450人 (2013(H25)年度)	11,249人	9,754人
	30	保育所等訪問支援の促進 〔障がい福祉課〕	1か月あたりの利用 実人員	80人 (2013(H25)年度)	401人	254人
	31	医療型児童発達支援の促進 〔障がい福祉課〕	1か月あたりの利用 実人員	97人 (2013(H25)年度)	128人	65人
	32	福祉型入所支援、医療型入 所支援の促進 〔障がい福祉課〕	福祉型入所支援 1か月あたりの利用 実人員	280人 (2013(H25)年度)	317人	292人
			医療型入所支援 1か月あたりの利用 実人員	180人 (2013(H25)年度)	159人	162人
	33	障がい者相談支援の促進 〔障がい福祉課〕	1か月あたりの利用 実人員	287人 (2013(H25)年度)	11,877人	17,915人
34	小・中・高等学校での特別な 教育支援の取組 〔特別支援教育課〕	通常の学級で特別な 教育的支援が必要な 幼児・児童・生徒に個 別の教育支援計画を 作成している学校の 割合	93.4% (2013(H25)年度)	100%	98.8%	

## 「子育て等に関する県民意識調査」の概要

### 1 調査の目的

少子化対策を進める上での基礎資料として、県民の子育てや結婚などについての意識を把握するために実施したものの。

### 2 調査の設計

- (1) 調査地域 福岡県全域
- (2) 調査対象者 福岡県内に居住する満20歳から49歳の男女
- (3) 標本数 10,000 サンプル
- (4) 抽出方法 選挙人名簿(平成30年10月現在)から無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送法
- (6) 調査期間 平成30年10月26日～11月19日
- (7) 回収数(率) 3,702 サンプル (37.0%)

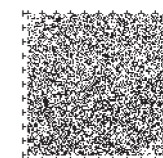
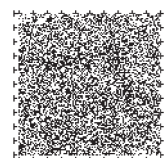
### 3 調査の事項

- (1) 少子化問題について  
出生率低下の認知度、晩婚化の原因、子どもを生き育てる意味、理想の子どもの数、実際に持つつもりの子どもの数 等
- (2) 妊娠と出産について  
妊婦健康診査の必要性や助成制度の認知度、“飛び込み出産”の認知度・防止策 等
- (3) 子育て環境と支援策について  
子育てを取り巻く環境についての評価、少子化対策に必要な施策、子どもを健やかに生き育てるために期待する施策、男女がともに子育てをしていくために必要な施策 等
- (4) 子育てについて  
子育ての楽しさ、子育ての悩みや不安の有無・相談相手、育児への関わり方の自己評価・配偶者の関わり方についての不満点、子どもの急病時の対応、今後の就業意向 等
- (5) 結婚に対する意識について  
結婚のイメージ、独身生活の利点、結婚の利点、自分自身の結婚について 等

### 4 調査の結果

福岡県ホームページに掲載

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kodomokosodate05.html>





(平成24年8月22日法律第65号)  
最終改正 令和元年5月17日

## 第一章 総則（第一条—第七条）

## 第二章 子ども・子育て支援給付

## 第一節 通則（第八条）

## 第二節 子どものための現金給付（第九条・第十条）

## 第三節 子どものための教育・保育給付

## 第一款 通則（第十一条—第十八条）

## 第二款 教育・保育給付認定等（第十九条—第二十六条）

## 第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条—第三十条）

## 第四節 子育てのための施設等利用給付

## 第一款 通則（第三十条の二・第三十条の三）

## 第二款 施設等利用給付認定等（第三十条の四—第三十条の十）

## 第三款 施設等利用費の支給（第三十条の十一）

## 第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

## 第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

## 第一款 特定教育・保育施設（第三十一条—第四十二条）

## 第二款 特定地域型保育事業者（第四十三条—第五十四条）

## 第三款 業務管理体制の整備等（第五十五条—第五十七条）

## 第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）

## 第二節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二—第五十八条の十二）

## 第四章 地域子ども・子育て支援事業（第五十九条）

## 第四章の二 仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）

## 第五章 子ども・子育て支援事業計画（第六十条—第六十四条）

## 第六章 費用等（第六十五条—第七十一条）（略）

## 第七章 子ども・子育て会議等（第七十二条—第七十七条）

## 第八章 雑則（第七十八条—第八十二条）

## 第九章 罰則（第八十三条—第八十七条）

## 附則

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとい

う基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

## (市町村等の責務)

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

## (事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

## (国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

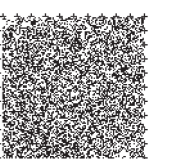
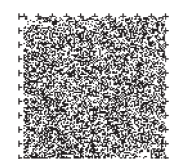
## (定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

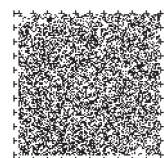
第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。





- 3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。
- 4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。
- 5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。
- 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
- 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
- 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
- 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。
- 10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。
- 一 認定こども園（保育所等（認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。）であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号口及び第六章において同じ。）
  - 二 幼稚園（第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節（第五十八条の九第六項第三号口を除く。）、第五十九条第三号口及び第六章において同じ。）
  - 三 特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）
  - 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
    - イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの
    - ロ 認定こども園法第三条第十一項の規定による公示がされたもの
    - ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
  - 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
    - イ 認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間



- ロ 認定こども園（保育所等であるものに限る。）イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
- 六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
- 八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

## 第二章 子ども・子育て支援給付（略）

## 第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等（略）

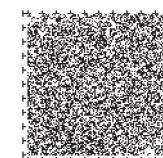
## 第四章 地域子ども・子育て支援事業（略）

## 第四章の二 仕事・子育て両立支援事業（略）

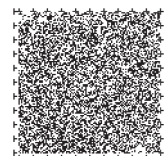
## 第五章 子ども・子育て支援事業計画

## （基本指針）

- 第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
  - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
  - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
  - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（市町村子ども・子育て支援事業計画）
- 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



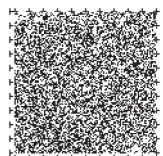
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
  - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
  - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
  - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。



（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
  - 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
  - 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
  - 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
  - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
  - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
- （都道府県知事の助言等）
- 第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- （国の援助）
- 第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・





子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

## 第六章 費用等（略）

## 第七章 子ども・子育て会議等

（設置）

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

（権限）

第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

（会議の組織及び運営）

第七十四条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

（資料提出の要求等）

第七十五条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第七十六条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

## 第八章 雑則（略）

## 第九章 罰則（略）

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成二七年政令第二二号で平成二七年四月一日から施行）

一 附則第二条第四項、第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関（以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関（次号において「都道府県合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）に係る部分を除く。）及び第十三条の規定 公布の日

二 第七章の規定並びに附則第四条、第十一条及び第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定 平成二十五年四月一日

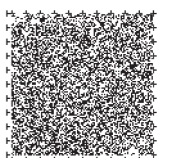
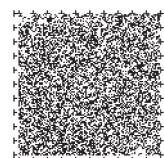
三 附則第十条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日

（平成二六年政令第一五六号で平成二六年四月一日から施行）

四 附則第七条ただし書及び附則第八条ただし書の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日

（平成二六年政令第三一〇号で平成二六年一〇月一日から施行）

以下（略）



(平成15年7月16日法律第120号)  
最終改正 平成29年3月31日

## 第一章 総則（第一条—第六条）

## 第二章 行動計画

## 第一節 行動計画策定指針（第七条）

## 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第八条—第十一条）

## 第三節 一般事業主行動計画（第十二条—第十八条）

## 第四節 特定事業主行動計画（第十九条）

## 第五節 次世代育成支援対策推進センター（第二十条）

## 第三章 次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条）

## 第四章 雑則（第二十二条・第二十三条）

## 第五章 罰則（第二十四条—第二十七条）

## 附則

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

## （基本理念）

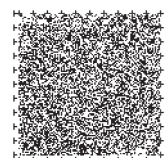
第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

## （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

## （事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。



## （国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第二章 行動計画

## 第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

## （市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

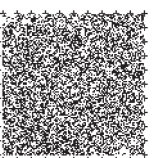
- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措





置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。  
(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるも

のとする。

### 第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

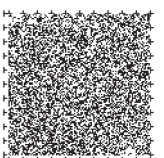
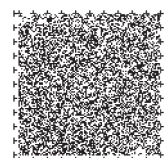
(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十四条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十五条の四第一項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。



(認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画(その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。)を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十五条の三 前条の認定を受けた認定一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第十二条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならない。
- 3 特例認定一般事業主が前項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該特例認定一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該公表をすべきことを勧告することができる。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十五条の四 特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十四条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条の五 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の二の認定を取り消すことができる。

- 一 第十五条の規定により第十三条の認定を取り消すとき。
- 二 第十五条の二に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十五条の三第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、特例認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(以下この項及び次項において「中小事業主」という。)が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世

代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

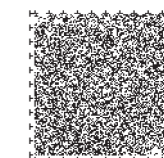
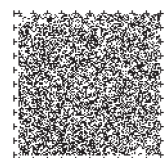
#### 第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。





- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第五節 次世代育成支援対策推進センター

- 第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。
- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
  - 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
  - 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
  - 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第三章 次世代育成支援対策地域協議会

- 第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。
- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
  - 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

#### 第四章 雑則

（主務大臣）

- 第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、内閣総理大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。
- 2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、内閣総理大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

（権限の委任）

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### 第五章 罰則

- 第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
  - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
  - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十四条第二項（第十五条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
  - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
  - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
  - 五 第二十条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第四号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

（平成一五年政令第三七一号で平成一五年八月二二日から施行）

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であつた者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（平二六法二八・一部改正）

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一七年四月一日法律第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の規定（第一条を除く。）による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一八法律五〇）抄

（罰則に関する経過措置）

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二〇年一月一日）

（平二三法七四・旧第一項・一部改正）

附 則（平成二〇年一月三日法律第八五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日

二 第三条中次世代育成支援対策推進法第四条、第七条から第九条まで及び第二十二條の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成二一年政令第二七号で平成二一年三月一日から施行）

三 第二条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第七条から第九条までの改正規定並びに附則第五条及び第十七条の規定 平成二十二年四月一日

四 第四条中次世代育成支援対策推進法第十二條及び第十六條の改正規定並びに附則第八条の規定 平成二十三年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（一般事業主行動計画の公表に関する経過措置）

第六条 第三条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法（次項及び次条において「新法」という。）第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更

した一般事業主行動計画について適用する。

（一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置）

第七条 新法第十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

（一般事業主行動計画の届出に関する経過措置）

第八条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主が第四条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届け出た一般事業主行動計画（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。）は、第四条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二二年一月一日法律第七一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四法律六七）抄

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

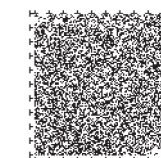
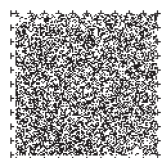
（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年八月二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成二七年四月一日）





## 一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 資料6

## 福岡県子ども・子育て会議条例

（平成25年6月28日福岡県条例第39号）

（設置）

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、福岡県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第二条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内で組織する。

（委員の任命）

第三条 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第五条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第六条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

（議事）

第七条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

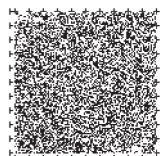
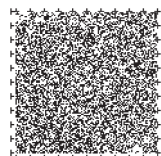
3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項、第三項及び前項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（補則）

第八条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。



附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(子ども・子育て支援法の施行の日の前日までの間の読替え)

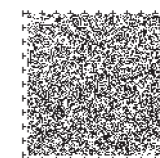
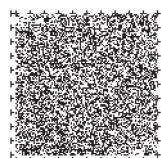
2 この条例の施行の日から子ども・子育て支援法の施行の日の前日までの間においては、第一条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十五条」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)附則第九条」とする。

資料7

福岡県子ども・子育て会議委員

所 属	役 職	氏 名
福岡県保育協会	常務理事	あだち ぜんいちろう 足立 善一郎
福岡県医師会	理事	いなみつ たけし 稲光 毅
福岡県商工会議所連合会	福岡商工会議所事務局長	いの たけし 猪野 猛
福岡県弁護士会	弁護士	いのうえ しげこ 井上 滋子
福岡県町村会	桂川町長	いのうえ としかず 井上 利一
福岡県保育協会保育士会	会長	うえむら はつみ 上村 初美
特定非営利活動法人チャイルドケアセンター	代表理事	おおたに きよみ 大谷 清美
特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン九州	イクボスプロジェクトリーダー	おづ ともかず 小津 智一
福岡県私立幼稚園振興協会	会長	おのうえ まさふみ 尾上 正史
中村学園大学	教授	かさほら まさひろ 笠原 正洋
幼保連携型認定こども園宮若さくらこども園	園長	こもり なおこ 古森 直子
特定非営利活動法人ママワーク研究所	理事長	たなか あや 田中 彩
精華女子短期大学	学事顧問	ひしたに しんこ ◎菱谷 信子
福岡県私立幼稚園 PTA 連合会	会長	ふくもと まい 福本 麻衣
福岡県児童養護施設協議会	副会長	まつぎき ごお 松崎 剛
福岡県市長会	八女市長	みたむら つねゆき 三田村 統之
日本労働組合総連合会福岡県連合会	事務局長	やだ のぶひろ 矢田 信浩
福岡県学童保育連絡協議会	会長	よしおか みほ 吉岡 美保

令和2年1月1日現在 ◎会長



## ふくおか出会い・子育て応援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 急速に進行する少子化に適切に対応し、地域をあげて次世代育成支援対策を推進するため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定に基づきふくおか出会い・子育て応援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福岡県次世代育成支援行動計画の推進に関すること
- (2) 関係機関・関係団体等の次世代育成支援対策の推進に関すること
- (3) その他次世代育成支援対策の推進について、必要と認められること

(構成)

第3条 協議会は、学識経験者、福祉・女性・青少年・子育て経験者、保健医療・教育・建築・経済・労働・報道・行政の機関・団体等の関係者で構成し、知事が委嘱する。

- 2 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 4 会長は、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 次世代育成支援対策の推進等について、より専門的な協議を行うため、協議会の下に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員（以下「部会委員」という。）は、会長が指名する協議会の委員及び必要に応じて会長が指名する者とする。
- 3 部会委員の任期は、1年間とする。
- 4 専門部会には、部会長を置き、部会委員の互選によってこれを定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福岡県福祉労働部子育て支援課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月2日から施行し、改正後のふくおか出会い・子育て応援協議会設置要綱の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

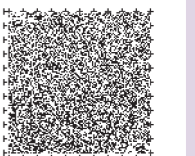
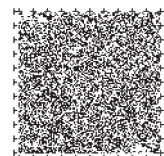
附 則

この要綱は、平成23年11月30日から施行する。

## ふくおか出会い・子育て応援協議会委員

所 属	役 職	氏 名
福岡県経営者協会	専務理事	ありま のりあき 有馬 紀顕
福岡県看護協会	副会長	いしやま さゆり 石山 さゆり
福岡県町村会	桂川町長	いのうえ としかず 井上 利一
福岡県地域婦人会連絡協議会	春日市婦人会会長	おだ はるみ 小田 晴美
特定非営利活動法人 宇美こども子育てネット・う～みん	代表理事	かわかみ りか 川上 利香
西日本新聞社	こどもタイムズ編集部記者	かわづ ゆきこ 河津 由紀子
福岡県商工会連合会	女性部連合会 会長	きくち ひろこ 菊地 裕子
福岡県男女共同参画推進連絡会議	副会長	けんじょう まゆみ 見城 眞由美
福岡県商工会議所連合会	専務理事	さかい まさよし 境 正義
福岡県医師会	理事	さとう かおり 佐藤 薫
福岡県青少年育成県民会議	理事	すぎはら としこ 杉原 敏子
福岡県社会福祉協議会	常務理事	たかはし ひろし 高橋 敬
九州女子短期大学	特任教授	◎たなか としあき ◎田中 敏明
福岡県小学校長会	福岡市立西長住小学校 校長	つるた ちえこ 鶴田 千詠子
日本労働組合総連合会福岡県連合会	会長	にしむら よしき 西村 芳樹
福岡県子ども会育成連合会	会長	はらだ まさかみ 原田 正文
福岡県建築士会	福岡地域会 地域事業委員会 委員長	ひぐち はるか 樋口 はる香
福岡県市長会	筑紫野市長	ふじた ようぞう 藤田 陽三
福岡労働局	雇用環境・均等部長	まつうら たかこ 松浦 貴子
福岡県私立幼稚園振興協会	常任理事	みやざき しごう 宮崎 史郷
福岡県保育協会保育士会	副会長	もとみつ なおみ 元満 奈緒美
九州工業大学	副学長	やすこうち けいこ ◎安河内 恵子
福岡県民生委員児童委員協議会	副会長	やまもと かずのり 山本 一紀

令和2年1月1日現在 ◎会長、○副会長





## 資料10 福岡県子育て応援社会づくり推進本部設置要綱

(設置目的)

第1条 子どもと子育てを社会全体で応援する仕組みづくりを総合的、効率的に推進するため、福岡県子育て応援社会づくり推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子育て応援社会づくりに関する総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 子育て応援社会づくりの課題についての調査、研究及び情報交換に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法に基づく県子ども・子育て支援事業支援計画の策定、推進及び進行管理に関すること。
- (4) 次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画の策定、推進及び進行管理に関すること。
- (5) その他子育て応援社会づくりに必要と認められる事項に関すること。

(本部の構成)

第3条 本部の会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

- 2 本部長は知事とし、本部を総括し、代表する。
- 3 副本部長は副知事とし、本部長を補佐する。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部の会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 本部長は、構成員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、一部の構成員の出席を求めて会議を開催することができる。

(幹事会)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部の下に福岡県子育て応援社会づくり推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子育て応援社会づくりに関する具体的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 子育て応援社会づくりの課題についての具体的な調査、研究及び情報交換に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく県計画の具体的な策定、推進及び進行管理に関すること。
- (4) その他子育て応援社会づくりに必要と認められる事項に関すること。

(幹事会の構成)

第6条 幹事会は、幹事長及び幹事で構成する。

- (1) 幹事長は、福祉労働部子育て支援課長の職にあるものをもって充て、幹事会を総括し、代表する。
- (2) 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 幹事長は、構成員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、一部の構成員の出席を求めて会議を開催することができる。

3 幹事長は、第6条第2号に掲げる者のほか、必要に応じ事案に関係のある課（室）の長の出席を求めて会議を開催することができる。

(ワーキンググループ)

第8条 機動性を確保し、より詳細な検討を行うため、別に定めるところにより、幹事会の下に関係課（室）の職員をもって構成するワーキンググループを置く。

(庶務)

第9条 本部及び幹事会の庶務は、福祉労働部子育て支援課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱で定めるもののほか、本部及び幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年9月1日から施行する。
- 2 福岡県児童環境づくり推進対策会設置要綱（平成6年2月9日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年2月20日から施行し、改正後の福岡県児童環境づくり推進対策本部設置要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年2月18日から施行し、改正後の福岡県児童環境づくり推進対策本部設置要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行し、改正後の福岡県児童環境づくり推進対策本部設置要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月20日から施行し、改正後の福岡県子育て応援社会づくり推進本部設置要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

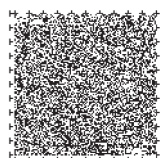
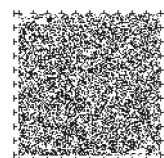
この要綱は、平成29年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月18日から施行し、改正後の福岡県子育て応援社会づくり推進本部設置要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。





別表1 (福岡県子育て応援社会づくり推進本部構成員)

構成	職名	構成	職名
本部長	知事	本部員	農林水産部長
副本部長	副知事		県土整備部長
本部員	総務部長		建築都市部長
	企画・地域振興部長		教育長
	人づくり・県民生活部長		警察本部長
	保健医療介護部長		企業管理者
	福祉労働部長		
	環境部長		
	商工部長		

別表2 (福岡県子育て応援社会づくり推進本部幹事会構成員)

部局名	職名
総務部	行政経営企画課長
企画・地域振興部	総合政策課長
人づくり・県民生活部	社会活動推進課長
	男女共同参画推進課長
	生活安全課長
私学振興・青少年育成局	政策課長
	私学振興課長
	青少年育成課長
保健医療介護部	保健医療介護総務課長
	健康増進課長
	医療指導課長
福祉労働部	子育て支援課長
	児童家庭課長
	障がい福祉課長
	保護・援護課長
労働局	労働政策課長
	新雇用開発課長
環境部	環境政策課長
商工部	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
県土整備部	企画課長
建築都市部	建築都市総務課長
	住宅計画課長
教育庁 教育総務部	総務企画課長
	教育振興部
警察本部 生活安全部	特別支援教育課長
	体育スポーツ健康課長
	社会教育課長
警察本部 生活安全部	少年課長
交通部	交通企画課長
計	30 課

